

「ひとり親家庭」の様々な困難を支える施設の役割と課題 ～コロナ禍における「A母子生活支援施設」の活動を踏まえて～

矢野川 祥典

福山平成大学 福祉健康学部
(こども学科)

E-mail : yanogawa@heisei-u.ac.jp

【要旨】

コロナ禍において、様々な事情により養育困難な状況に陥る家庭が増加傾向にあることが指摘されている。また、ひとり親家庭に対する養育環境の支援では、地域の社会福祉法人施設や有志が子ども食堂を定期的に運営するなど、全国的な広がりを見せ、社会の関心が高まっている。こうした養育困難な家庭やひとり親家庭への支援は、現代の日本における地域社会及び地域福祉の在り方を問うものとして、重要な社会問題と捉えることができるだろう。養育困難なひとり親家庭に対する具体的な措置の一つとして、「母子生活支援施設」への入所が挙げられるが、全国的にニーズは高まっているものと思われる。

そこで本研究では、様々な事情により通常の家生活が困難となり、母子生活支援施設を利用しているひとり親家庭に着目するとともに、ひとり親家庭を支える母子生活支援施設の役割と課題について検討した。養育困難な状況に陥った理由としては、DV（ドメスティック・バイオレンス）や子どもへの虐待が最も多いが、その背景としてコロナ禍での経済的な困窮、いわゆる「貧困」に関する問題も背景の一つとして考えられる。こうした社会的背景を踏まえ、コロナ禍において様々な困難を抱え、生活の拠点として某市の母子生活支援施設を利用している「ひとり親家庭」に着目し、当該施設の施設長及び職員へのインタビュー調査を実施した。その結果、ひとり親（母親）を支えるだけでなく、同時に子どもを支える必要性が示された。また、子どもを抱き抱えたりあやしたりといった愛情表現を職員が手本となり示し、母親に「気づき」をもたらす愛着形成の再構築を図っていること、母親や子どもの「学び」の場として施設が機能していること等が明らかとなった。

KEY WORDS : ひとり親家庭、母子生活支援施設、コロナ禍

1. はじめに

近年、「社会的養護」の分野に係る社会的な問題として、虐待やドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、ひとり親家庭や貧困、ヤングケアラー等、様々なトピックがマスメディアで取り上げられるようになった。これらの問題は2020年初頭から続くコロナ禍により、さらに混迷をもたらしている。さらに、2022年初頭に勃発し未だに続く戦争により世界情勢が不安定となり、その影響は日本国内に物価高をもたらし、社会全体の不安感の高まりや閉塞感等とも相まって、ひとり親家庭に係る負担はさらに大きくなっているといえよう。子どもや家庭における社会生活への影響は長期に及び、特にひとり親家庭の経済的、精神的な負担感は増していることは様々なメディアで訴えられている。これらの状況は親の心身における負担感を増すだけでなく、子どもの心身の成長と発達、親子間の愛着形成にまで影響を及ぼしかねないことが、「社会的養護」に係る関係者から指摘されている。

2. 問題と目的

社会的養護の分野に係る問題の中でも、近年、「ひとり親家庭」に対する養育環境への支援や配慮等について、社会の関心が高まっている。公共の活動のみならず、地域の有志やボランティアで運営し食事を提供する「子ども食堂」が全国的に増加していることも、地域での子育てや見守り等に関する関心の高さを示しているといえるだろう。しかし翻ってみると、これら一連の活動が目される理由として、様々な事情により養育困難な状況に陥る家庭が増加傾向にあることが、背景として浮かび上がる。養育困難な状況に陥る要因としては、DVや虐待、貧困、親の精神疾患や障害等が挙げられるが、これらは現代の日本における地域社会や地域福祉の在り方と相まって、社会問題の一つとして取り上げられる機会が増えている。このように様々な事情により、「母子生活支援施設」を利用することになったひとり親家庭も、全国的にみると増加傾向にある。

本研究で取り上げる母子生活支援施設とは、「児童福祉法第38条に基づき配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともにこれらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」であり、「母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応

じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援」を行っている¹⁾。

「母子」の家庭、すなわち「ひとり親家庭」となるに至ったケースで重要な要因の一つとして挙げられるDVについては、内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」によると、「日本では『配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力』と意味で使用されることが多い²⁾と述べられている。しかし実際は、子どもの目の前、あるいは別室で行われていたとしても、子どもに恐怖や怯え、不安をもたらす「面前DV」は、子どもへの心理的虐待となりえる。また、子どもに対しても配偶者や恋人と同様に、あるいはそれ以上に暴力を振るうケースも数多く報告されており、これは子どもに対する明らかな身体的虐待となる。こうしたDVや虐待、貧困等といった問題は、どれか一つの問題により生活上の困難さがあるというよりも、これらの問題がいくつも複合的に絡み合い、生活の困難さ、「生きづらさ」をもたらしていることが指摘されている。

このように様々な事情を抱えるひとり親世帯であるが、施設入所に至るほど養育困難な状況に置かれた理由として、コロナ禍であるが故の経済的な困窮も背景の一つに挙げられる。例えば、コロナ禍当初であれば感染症拡大防止のために政府は、いわゆる「ステイホーム」を呼びかけ、旅行など自粛するといった人流抑制の対策を取らざるを得ない状況ではあった。しかしこれにより、物流への影響が広がり、観光業や宿泊業、飲食業、運輸業、サービス業、それらに関連する産業種や業務等において、民間企業を中心に甚大な影響をもたらす結果となった。社会経済全体への影響は、個々の家庭においても経済的なダメージを与え、特に、ひとり親家庭やパートタイム労働者といった社会的に弱い立場の家庭がより強く影響を受けていることは周知の事実である。さらに最近では、世界規模の戦争が起これ情勢不安から物価が高騰し続けており、いわゆる「貧困家庭」はさらに増加しているものと思われる。

本論文はこうした社会的背景を踏まえ、コロナ禍において様々な困難を抱え、生活の拠点として母子生活支援施設を利用している「ひとり親家庭」に着目し、利用に至った諸事情について調査する。そして、「ひとり親家庭」を支える母子生活支援施設の役割やコロナ禍も鑑みた現状で危惧される課題について明らかにし、支援の充実につなげることを目的とする。

3. 調査方法

本研究では、母子支援施設における実態調査のため、某市の「A母子生活支援施設」に対して、施設長の承認のもとで調査を行った。母子生活支援施設の管轄機関等において示される資料等を踏まえながら、インタビューを実施した。また、利用している個人が特定されることのないように倫理的配慮をしている。

1) 調査概要

20××年9月、A母子生活支援施設を訪問し、施設長及び職員1名に対してインタビュー調査を実施した。

2) 調査対象

A母子生活支援施設の入所者（ひとり親家庭）、または過去に入所した経験があり、現在は退所しているものの支援を継続している利用者を調査対象とし、A母子生活支援施設での支援内容や課題等について、施設長と職員に対してインタビューを実施、その実態を調査した。

4. 結果と考察

施設長と職員にインタビュー調査を行った結果、施設長はじめ職員一人一人が当初の予想以上に母親と子どもそれぞれに寄り添い、心を込めて支援し、母子を懸命に守っている状況が浮かび上がった。また、施設が支援の手を差し伸べることができないひとり親家庭についても思いを馳せ、危惧していることが分かった。つまり、ひとり親家庭がまずは誰かに相談する、自らSOSを出すといったことをしなければ、周囲からは支援の対象者であるのか分からない。そうなると、現状では母子生活支援施設と繋がることは難しい。

施設長及び職員からは「支援の対象者として周囲からは認識されていないが、実は危機的状況が差し迫っている母親と子どもに対してこそ本当は支援が必要である」といった地域福祉、社会的養護における重要な課題について何うことができた。この課題については施設のみで対応できるわけではなく、福祉事務所や地域等との共通認識や連携が重要になることも示された。

以下、インタビューの内容について、「母親」「子ども」「施設」の3つの項目を軸にして整理し、その詳細について示していく。ただし、母親への支援と子どもへの支援は、必ずしも別々に分けて行われるということではない。場面によって母親と子どもとの距離感を縮められるように関わり方そのものを教える、愛着関係を形成

するための支援を施設職員が重要視していることから、母親と子ども双方、及び職員に関する記述が重複して出てくることを述べておく。

1) 母親を主とした支援

母子生活支援施設で生活するひとり親、すなわち母親に関する理由で施設入所するわけだが、最も多いケースはDV被害であることが先行研究、施設長及び職員への聞き取りから分かった。それではまず、DVとは何か、ここで述べておく。

(1) DV (Domestic Violence: ドメスティック・バイオレンス) とは

先述したように、内閣府はDVについて「日本では『配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力』という意味で使用されることが多い」と述べるにとどまっており、明確な定義は確立されていないのが実情である。DV被害の防止に当たっては「DV防止法」により配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定されている。つまり、DV法において子どもは重点的な対象とされておらず、夫婦及び夫婦と同様の生活を営む男女の暴力を扱い、子どもは「同伴する家族」という位置づけに留まっている。ただし、怒声や悲鳴、物が壊れる音や叩く音等、深刻なDVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合も多く、子どもが直接、暴力を振るわれている場合は身体的虐待にあたる。また、子どもが親のDV被害を目の当たりにする「面前DV」は、子どもに対して深刻で甚大な心理的影響をもたらすことにはある意味、当然であるといえよう。内閣府によると、「子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたる」³⁾と明言している。厚生労働省発表の「令和3年度 児童虐待相談対応件数」から「児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移」によると⁴⁾、心理的虐待124,722件、身体的虐待49,238件、ネグレクト（育児放棄）31,452件、性的虐待2,347件となっており、身体的割合が前年度よりわずかに下回ったものの、他の項目は全て前年度比を上回る結果となっている。ちなみに10年前の平成22（2010）年度は、心理的虐待1万7,670件、身体的虐待2万1,942件、ネグレクト（育児放棄）1万8,847件、性的虐待1,460件となり、10年が経過した現在、虐待件数が急激に増えていることが分かる。

表1 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
2010年度	21,559	18,352	1,405	15,068
2011年度	21,942	18,847	1,460	17,670
2012年度	23,579	19,250	1,449	22,423
2013年度	24,245	19,627	1,582	28,348
2014年度	26,181	22,455	1,520	38,775
2015年度	28,621	24,444	1,521	48,700
2016年度	31,925	25,842	1,622	63,186
2017年度	33,223	26,821	1,537	72,197
2018年度	40,238	29,479	1,730	88,391
2019年度	49,240	33,345	2,077	109,118
2020年度	50,035	31,430	2,245	121,334
2021年度	49,238	31,452	2,247	124,722

(※表内の数字は人数を表示)

10年前の統計では虐待と認識されずに見過ごされてきたケースも多々あると思われるものの、子どもの人口自体は減少傾向にあることを鑑みた場合、虐待件数の増加のみならず、その割合が高まっていることが分かる。現代において、子どもの家庭生活、日常生活を根本から脅かし、子どもの将来に影を落とす憂慮すべき事案が増えていることがうかがえる。

(2) DV及び虐待による入所事例

施設長及び職員によると、「A母子生活支援施設を利用するひとり親家庭の最も多い理由は、父親から母親に対するDVである」とのことであった。また、子どもに対する虐待の懸念を聞くと「身体的虐待には至らないとしても、面前DVとなっている可能性は極めて高い」とのことである。母子生活支援施設の利用に至るケースでは、子どもに対する虐待が同時に起きている事例が多いことも先行研究から報告されている。親同士による怒声や悲鳴、泣き声などに子どもは敏感に反応することは容易に想像がつく。こうした経験は心に深い傷をもたらす心理的虐待となるが、このケースが特に増えていることが表1から分かる。心理的虐待を受けた子どもはその後、PTSD(トラウマティック症候群)を発症することが多く、成人後もずっと苦しみ続ける場合が多いことも報告されている。

(3) 愛着形成について

施設長及び職員によると「入所している親自身が子どもの頃、親から受けてきた虐待を我が子に対してしてしまうといった、まさに負の連鎖を抱えているケースも非常に多い」との話があった。こうしたケースは問題が一つではなく複数の問題が絡み合って解決をより困難なものとし、問題の根本、本質を捉えて支援する必要があるといえよう。これについては職員から、「我が子をギュッと抱きしめてあげるとよい、と母親にアドバイスしても、抱きしめることができない母親もいる」との話があった。「母親自身、アドバイスの意味を頭では理解できていても、子どもの頃に親からそのような関わり方をされていない、愛情表現を受けていないことにより、『ギュッと抱きしめてあげることができない』あるいは『ギュッと抱きしめることそのものが嫌』といった気持ちを抱く母親がいる、その切実な悩みを聞くことがある」とのことであった。母親となった現在でも、我が子に触れることに対して自身の体と心が拒絶してしまうという酷い現実がある、ということになる。

また、職員によると「子どもが頑張ってきたことがあったとしても、『すごいね。よくできたね。』『がんばったね。』といった何気ない誉め言葉が、職員に促されても出てこない、言葉として表現することに抵抗感を持つ母親も多い」とのことである。これらは、問題の本質として根源が非常に深いことを推し量ることができるエピソードである。母親自身が親からの愛情を最も受けなければならない乳幼児期に応答的な関わりを受けていない、養育の環境が整っていないままに育てている現実、まさに「愛着障害」に該当するであろう。そのため職員は「親の気持ち、心をほぐし、子どもとの関わり方をまさに目の前にかみ砕くように説明し、実践して見せてあげたり褒めてあげたりする行為を子どもにしてあげること、本来それが当たり前の子育てであるということに気づいてもらう、学んでもらう」とのことである。

職員から「子どもにとっては母親に褒められることが何よりうれしいことなのだ」と繰り返し母親に説くということであり、それはすなわち、母親自身の心を職員の愛情で満たすということになる。負の連鎖を断ち切るために我が子への関り方について、母親に基本から優しく教え、育て、見守り支える。これらは職員の根気が何よりも必要であり、職員の献身的な愛情あってこそ成し得るものといつてよいだろう。

2) 子どもを主とした支援

母子生活支援施設の利用に至る最も多い理由は、母親が受けるDV被害であることは先に述べた。同時に、面前DV等の子どもに対する心理的虐待やネグレクト（育児放棄）についても、表1の資料からも非常に多いことが示されているが、施設長によると「身体的虐待にまで発展するケースも少なくない」とのことである。また、愛情表現が乏しい母親は、我が子への十分な愛着形成がなされていないということになるであろう。ここでは、施設で母親と共に生活している子どもへの支援について、様々な困難な要因を踏まえて検討していく。

(1) 面前DV等の心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待を受けた子ども

施設入所に至る子どもは、乳児から幼児、児童と様々な年齢層となる。職員から伺った話では、「こうした子ども達の一つの傾向として共通して言えることは、表情の乏しさや暗さがある」とのことである。また、「1歳に満たない0歳児であっても、人との関わりを持とうとしない乳児がいる。職員からあやされても反応がない、微笑んでも微笑み返さない、表情に乏しくむしろ怯えの表情を浮かべることもある」といったエピソードには驚愕した。職員が乳児に「『いないいないばあ』をしても、反応を示さない」というのである。2歳、3歳といった自我が形成されていく発達過程の段階であれば、幼児は周囲の情報から理解に努めようとし、その子なりに自分の身を守るための判断をし、対応しようと試みることは分かる。しかし、それら一連の判断や行為に関して、0歳児の発達段階でそのようなエピソードがあるという事実に、いたたまれない思いであった。

また、この事例の傾向とは真逆で、「一見、明るくて素直で、頼んだことは嫌な顔一つ見せずにこなす優等生のタイプの子どもがいるが、逆に心配になる」とのことであった。このような子ども達は「決して他者から怒られないように明るく振舞い、刺激しないように先回りして考えることが常になっている」というのだ。つまり、自分のやりたい気持ちを優先させるのではなく、他者が不快な気持ちを持たないように、その点にばかり意識が働いてコミュニケーションを図っているということになる。このようなエピソードからも、子どもが置かれた環境、すなわち面前DV等の心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待等により子ども自身の喜怒哀楽の表現の仕方、いわば性格形成にまで影響を及ぼしてしまうという事実改めて気がつく。

(2) 「発達障害」「気になる子ども」への支援

(1) で触れた乳児の場合、表情が乏しい、あやしても反応がない、微笑んでも微笑み返さない等の行動特性から「発達障害」がある、もしくは「気になる子ども」の可能性もあると思われる。しかし、発達障害があるからこれらの愛情表現を控えていいということではなく、むしろ、乳児をさらに観察し、よりよいタイミングを見はからってあやしたり抱っこしたりしてあげる必要がある。子どもの反応が乏しかったり、抱っこしても戻ったりと嫌がるそぶりを見せるから、愛着形成にかける時間は少なくない、ということでは決してない。子どもなりに、母親からの愛情を欲していることには変わりはない。ただし、発達が気になる子どもの場合、障害に関する特性も踏まえた上での観察と関わりが求められるため、子どもに対する支援と同時に、母親への支援もさらに重要となるだろう。

3) 施設職員からの支援を中心に

母子生活支援施設の職員は、DV被害や貧困等、様々な事情から入所してきた母親と子どもを、傍で見守っていればよいという訳ではない。職員によると「母親が子どものどう関わればよいのか分からないことと同時に、子どもが母親にどう関わればよいのか分からないといったケースも多い」とのことであった。また、「母親の精神疾患や障害、子どもの障害等からくる関わりづらさにも対応していく必要がある」とのことである。ここでは、母親と子供への支援を実際に行う施設職員を主に取り上げ、検討していく。

(1) 母親の養育環境要因に対する支援

施設長及び職員によると「母親が子どもにどう関わったらいのか分からないというケースは、増えていることを実感する」との話があった。具体的には、「母親が子どもに対してどう声をかけていいのか分からない、褒め方が分からない、スキンシップの仕方が分からない、遊び方が分からない」といった具合である。これらは、母親自身、ネグレクトの環境で育っているといったそもそもの養育環境が根本にあるのかもしれないことは、先に述べた。乳児に笑いかける、「いないいないばあ」をする、抱っこする、といった簡単に思われることが、母親からすれば難しく高いハードルとなっているのである。この場合、施設職員が手本となり、「母親と子どもの双方に、実際の接し方や関わり方について実践してみせて、方法を教えている」とのことだった。「笑いかけたり、

『いないいないばあ』をしたり、抱っこしたり、実際に関わり方を見せてあげている。我が子との関りがどことなくぎこちない母親に対し、根気強く寄り添うことで、少しずつ自然体で関われるようになる」とのことであった。

(2) 親の障害や精神疾患が要因の一つとなるケース

筆者は特別支援学校で勤務をしていた経験があるが、親が知的障害や発達障害のあるケース、あるいは統合失調症やうつ病といった精神疾患があるケース、これらを合わせて持っているケース等について、幾度も対応した。この場合、子どもへの支援のみならず親への支援も必ず必要となる。親の気持ちをしっかりと聞いて受け止めると同時に、子どもへの関わり方について基本的なことから話し、聞かせてあげる必要がある。そして、子どもに対する接し方について、ふさわしい行動を実際に示したり一緒に確認したりするなど、母親に寄り添う支援が必要となる。また、学校卒業後、どのような機関に支援を仰げばよいのか母親に示す必要があり、実際に自治体の対応窓口に通って行くこともあった。施設長及び職員によると「最近はこのようなケースも顕著に増えてきている」とのことであった。

5. 課題と展望

ここまで取り上げてきたように、A母子生活支援施設では様々な困難なケースに向き合い支えている。これらは、全国の母子生活支援施設でも同じような傾向といえるだろう。施設長及び職員からの聞き取りで特に印象的だったのが、「母親と子どもが母子生活支援施設に入所利用で来る際には、母子共にすでに危機的状況に陥っている場合が多い。すでに“レッドゾーン”にいる。その前段階で相談を受け入所してもらい、未然に防ぐ関わりをしたい」との話であった。施設利用の在り方が時代と共に変化しており、母子が危機的状況に陥る前の予防策を講じることが施設の役割として求められているということになる。また、「施設利用の際には、母子が暮らす地域の福祉事務所を経由して利用に至るのだが、連絡が入る時点ですでに危機的な状況下に陥っていることが多い。そのような状態の母子を支える重要な役割が施設にはあるが、その状態を目の当たりにすることを施設は決して望んではおらず、危機的状況を未然に防ぐための支援にシフトしてきている」とのことであった。ただし、福祉事務所等との連携については、現状ではうまく機能しているとは言い難い状況ではあるらしく、本稿で取り上げ

た事例のように、窮地に陥った母子への緊急対応が、今後も施設には求められるだろう。

しかしながら、本来の子育て支援、ひとり親支援はこのような事例を少しでも減らしていくことが望ましいことは明らかである。そのため、施設長及び職員の話から確認できたように、施設には虐待相談窓口としての業務を推進していくことが求められており、これを円滑にするため、母子と施設をつなぐ福祉事務所等は対応をより迅速に行い、問題が危機的な状況、いわゆる“レッドゾーン”に入る前に支援の手を差し伸べることが求められている。この点が、母親と子どもを守り、支援するための最も重要な課題といえるだろう。

6. おわりに

長引くコロナ禍のもと、社会情勢不安や物価高騰等により、子育て家庭が置かれている状況はさらに厳しいものとなっていくことが予想される。そのような状況と相まって、外から見えづらいDV被害や虐待等、我が国では深刻な状況が継続しているといえるだろう。ひとり親家庭ではさらに経済的な困窮に陥りやすいことも、すでに内閣府等の発表による資料から示されている。現代においてこのような状況が長期間続くことは、社会としては極めて不健全な状態と言わざるを得ない。

子育てにおいて厳しい条件が重なり母子生活支援施設に頼らざるを得なくなった母親は、絶望的な気持ちに打ちひしがれ、生きるための希望が見いだせなくなったこともあるのではないだろうか。しかし、どのような状況であったとしても、子どもは守られなくてはならない存在である。子ども一人一人に人権があり、大人から見守られ健やかに育まれる権利が保障されている⁵⁾。A母子生活支援施設はまさに、様々な困難から子どもを守り、豊かで明るい将来を保証するための環境の整備に努めているといえる。母親と子どもを気長く見守り、支える施設には頭の下がる思いである。

このように、「社会的養護」に係る施設環境に関係者により充実発展させることは非常に大切である。しかしながら、「社会全体」の問題として捉える視点もさらに重要となる。様々な困難に直面しているひとり親家庭をしっかりと支えるために、今一度、我々一人一人の関心を高め、子どもを守り育むための社会問題として捉える必要がある。母親そして子どもが危機的状況に陥る前に救い出す予防策を講じ、支援のいっそう充実を図ることが求められるだろう。

引用・参考文献

- 1) 内閣府 男女共同参画局 (2022) 「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv
- 2) 内閣府 男女共同参画局 (2022) 「配偶者からの暴力被害者支援情報」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw
- 3) 内閣府 男女共同参画局 (2022) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
https://www.gender.go.jp/about/danjo/law/no_violence/dvhou
- 4) 内閣府 (2022) DV (ドメスティック・バイオレンス) と児童虐待—DVは子どもの心も壊すもの—
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv-child_abuse
- 5) 信田さよ子 (2021) 「家庭内の被害・加害の包括的理解と支援」, 子どもの虐待とネグレクト, Vol.23 No.3, pp289-294.
- 6) 内閣府 (2022) 「令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)」
<https://www.mhlw.go.jp/content>

Roles and challenges of facilities that support
"single-parent families" facing various difficulties
—Based on the activities of "mother and child living support facilities"
during the COVID-19 pandemic—

Yoshinori YANOGAWA

Department of Childhood Education,
Faculty of Welfare and Health Science,
Fukuyama Heisei University

Abstract

It has been pointed out that the number of families who face difficulties in raising children has increased during the COVID-19 pandemic. In addition, support for child-rearing by single-parent families has expanded nationwide and attracted the attention of the public, with local social welfare corporations and volunteers regularly running children's cafeterias. Such support for families raising children, including single-parent families, can be seen as an important social issue that calls into question the state of regional communities and regional welfare in Japan today. One of the concrete measures for single-parent families having difficulty raising children is to enroll them in "mother and child living support facilities," and the demand for such facilities is believed to be increasing nationwide.

Therefore, in this study, we focused on single-parent families that used mother and child living support facilities because of difficulties in normal family life due to various reasons. We also examined the roles and issues of the mother and child living support facilities that support single-parent families. Domestic violence and child abuse are the most common reasons for the difficulties in raising children, but one of the background reasons may be problems related to financial distress or so-called "poverty" during the COVID-19 pandemic. In light of this social background, we focused on "single-parent families" facing various difficulties during the COVID-19 pandemic who used a mother and child living support facility in a certain city as a base for their daily lives. We conducted an interview survey with the facility manager and staff of such a facility. The results indicated the need to not only support single parents (mothers), but also to support the child at the same time. In addition, it became clear that the staff modeled and demonstrated such expressions of affection as holding the child in their arms and comforting the child, bringing "awareness" to the mothers and rebuilding attachment. Also, the facility functioned as a place of "learning" for the mothers and their children.

KEY WORDS : single-parent families, mother and child living support facilities, COVID-19 pandemic